九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

# 百済紀年考

濱田, 耕策
九州大学大学院人文科学研究院歴史学部門朝鮮史学 : 教授 : 東洋史学（朝鮮史学）

https://doi.org/10.15017/3702

出版情報：史淵. 142, pp.73-91, 2005-03-10. 九州大学大学院人文科学研究院
バージョン：
権利関係：

# 百済紀年考

濱田耕策

一、はじめに
二、建元と中国年号使用説の検討
三、干支紀年の検討
四、おわりに
付、日本の紀年法

## 一、はじめに

朝鮮古代の歴史は自律と中国王朝の対外政策への対応との拮抗の鬩ぎ合いのなかで展開した面は多く、このことに注視した研究が進められてきた。朝鮮古代の王権の自律と事大の象徴として独自の建元と中国王朝の年号の使用のことがこれまで指摘されてきた[1]。高句麗では三九一年に独自に永楽の年号が建てられ、かつ使用されたことは広開土王陵碑文や徳興里古墳壁画の墨書銘から広く知られている。高句麗ではその後五〜六世紀まで独自の

年号を建てかつ使用した例も後述するように指摘されている。[2] また、新羅では『三国史記』新羅本紀に法興王二十三年（五三六）に「始称年号、云建元元年」とあって以来、同書の真徳王四年（六五〇）条に「是歳始行中国永徽年号」とあるように唐の年号を使用し始めるまで独自に建元したことが七例見える。「建元」の年号を使用した例は未だ見ないが、『三国史記』新羅本紀に真興王二十九年（五六八）に「改元大昌」とある「大昌」の年号を使用した例は「真興王巡狩碑」の一つである「磨雲嶺碑」の冒頭に「太昌元年歳次戊子」とあることに確認でき、「建元」以外の六つの年号の使用は『三国遺事』からも確かである。[3]

また、渤海国では第二代国王の大武芸が仁安と即位時に建元して以来、第三代国王大欽茂が七三七年に「大興」と即位改元し、また七七四年には「宝暦」と改元した後にも再び「大興」の年号を復活して紀年したことがその二女の貞恵公主と四女の貞孝公主の墓誌から確認される。この大欽茂が二つの年号を建てかつ使用した例のほかは、一世一元の称元を基本としたことが九世紀半ばの第十一代国王大彝震の代の咸和の年号を『壬生家文書』収載の「渤海国中台省牒」に見ることによって確認される。[4]『新唐書』渤海伝が渤海の建元の制の始めを「私に年を改めて仁安と曰う」と「私に」の句を副へて叙した由縁である。

こうした高句麗、新羅、渤海の建元の事例から百済も建元したのではと予知されがちである。[5] ところが、百済には独自の建元の例を現在まで確かに得ていない。百済は四世紀半ばに馬韓諸国を統合した王権国家として成長し、六六三年に王権は瓦解してしまうが、同時代の高句麗では五～六世紀では東晋や南朝の宋・斉・梁・陳から冊封を受けながらも建元した例が提示されている。また、新羅も真興王が五六五年に北斉から冊封を受けながらも五六八年にはそれまでの「開国」を「大昌」と改元したように、冊封下でも宗主国の年号を奉ぜず、自ら建元した例は真徳王が六四七年に即位し唐から冊封を受けながらも「太和」と改元した例がある。それ故に、新羅の邯帙許は唐に使いして唐の太宗の命を受けた御史から「新羅、大朝に臣事するに何を以ってか別に年号を称する

や」と詰問されると、「嘗て是、天朝未だ正朔を頒たず。是の故に先祖法興王以来、私に紀年のこと有り。若し、大朝命あらば、小国又何ぞ敢えてせんや」[6]と答えている。この『三国史記』にオリジナルな記録のようにこの時まで唐のみならず南朝からも正朔の頒布が無かったかは確認されないが、新羅は六五〇年に永徽の年号を使用しはじめ、以後は唐の年号を使用することになる。

そこで、朝鮮諸国の独自の建元と中国王朝の年号の使用の例を展望すると、百済でも建元したと予測してもよさそうであるが、百済は五世紀以来、南朝や唐から冊封を受けながらも、高句麗、新羅、渤海とは異なって建元せず、さらには中国王朝の年号を奉じて使用した明確な事例も挙げえない。むしろ建元せず、また中国の年号の使用もなかったと考えたほうが良さそうである。現段階では将来にこの予見を覆す資料の出現は期待薄である。そこで、本稿では百済の紀年法の実際の例を提示してその背景を考察することを課題としたい。[7]

## 二、建元と中国年号使用説の検討

百済が独自に建元し、かつ使用した実例として説かれもするものは七支刀の紀年を「泰△四年」、或いは「奉四年」と判読して、これを独自の年号とみる見解である。

金錫亨が論証なくこの「泰和」を百済の年号とする説[8]は論外として、李丙燾は七支刀の紀年を「泰△四年△月十六日丙午」と判読し、これを百済王による七枝刀献上説を載せる『日本書紀』巻第九・神功皇后摂政五十二年（壬申・二五二年）秋「九月丁卯朔丙子」の年月日を干支二巡り繰り下げた三七二年（壬申）の「秋九月辛卯朔」とを対照する。そして、三七二年「秋九月辛卯朔」の月には「丙子」の日はなく、この月の「十六日」が「丙午」の日であることから、『日本書紀』の「九月丁卯朔丙子」は「九月辛卯朔丙午」の誤りであろうと推測する。そこで七支刀の「十六日丙午」の日がこのように『日本書紀』を操作して干支が合致したことから、七支刀銘の「泰

△四年九月十六日丙午」の作刀の年月日を『日本書紀』編者は七支刀が献上された日であると編纂したものと推測したのである。そこで「泰△四年」は三七二年に相当し、「泰△」元年は三六九年となる。さらに「泰△」の「△」は「惣」とも推測し、百済が馬韓を統合したと李丙燾が理解する近肖古王代に相応しい年号であるとも推測した。

しかし、この考察には問題点が多く成立しない。『日本書紀』の神功皇后摂政五十二年（壬申・二五二年）秋「九月丁卯朔丙子」の紀年の干支はそれ自体誤りはない。これを「九月辛卯朔」と改めることで、干支二巡を繰り下げた三七二年九月の干支に「十六日丙午」があることに結び付け、七支刀銘に言う作刀の日が『日本書紀』では七支刀の献上日として編纂されたとの推定は無茶である、また、「泰和＝太和」四年（三六九）には確かに「十六日丙午」の日はないが、この月日が鋳造の吉日として常套的に使われる「五月十六日丙午」とする有力な説への検討を欠いた推測である。この『日本書紀』が七支刀の作刀日を献上日として編年したとする李説は成立しない。

ところで、李説では「泰惣元年」と推定した三六九年は「近肖古の父子が馬韓残余の諸小国を経略して、完全に馬韓を統一した意義深い年であったので、とくにこの年に年号を建てたものだとおもわせる」[9]と推測するが、馬韓統一が三六九年であったという記録は管見の限りでは見あたらず、あくまで推測である。この年の九月に近肖古王が高句麗の故国原王の率いる南下軍二万の勢力を撃退させた勝利のことは『三国史記』の百済・高句麗の両本紀に見えるが、これを記念して三六九年九月に「泰惣元年」と建元したとはやはり李丙燾の推測である。「三六九年＝百済の〝泰惣〟元年」説は成立しない。

また、延敏洙氏は七支刀の紀年を「奉□四年」と判読する[10]。「泰」ならず「奉」と判読するのは延氏のみであるが、「奉」を戴く年号は中国にその例がないことからも、「奉□」は百済の年号であると判断し、その年代比定に七支刀と同時に百済から送られた「七子鏡」に注目する。樋口隆康が「七子鏡」について、百済の武寧王陵から発見された七獣帯鏡と我が国の四～五世紀の古墳から出土していた同型鏡の例から「七子鏡」は連弧文座の上に

置かれた七つの乳が禽獣文を夾んで配された鏡であり、武寧王出土の「七獣帯鏡」を「七子鏡」に直に相当させることは無理ではあるが、「七子鏡」は四～五世紀の古墳出土のボストン美術館蔵の「青盖獣帯鏡」やこれに近い様式の奈良大安寺古墳出土鏡などと同類であろうと説いていた。[11]

しかし、延氏はこの樋口説の限定を越えてこれを「援用すれば」と断りながらも、「七子鏡の製作年代は大まかに言って武寧王の生没期間である五世紀後半から六世紀前半と推定しても大過ないだろう」と誤って受容した。そこから七支刀作刀の「奉□四年」は六世紀初の武寧王代の百済年号であり、それは武寧王の即位四年（五〇四）であろうと大胆に推定したが、これはまた即位建元の法を百済が採用したことをも推定したこととなるのである。

しかし、この延説も問題は多い。まず、「奉□四年」との判読は今日、村山正雄編著の『図録』[12]を得ており、図録に当たっても「奉」は無理であり、「□」についても多くの判読は「和」や「始」との判読が出ており、これらの判読を考慮せず「□」とすることにも従えない。「奉」に続いて「□」と曖昧に判読した限りにおいてこそ百済年号説も生じたのであることを考えれば、やはり七支刀の年号の判読には目をさらに凝らすべきであろう。また、樋口は武寧王陵出土の三面の鏡を検討して、それらを『日本書紀』神功皇后摂政紀の「七支鏡」とは形態の点では系譜を同じくすることを指摘しながらも、ボストン美術館所蔵の伝仁徳陵出土鏡などにこそ「七子鏡」との同時代性を示唆しており、武寧王陵出土鏡を「七子鏡」と同時代と見ることには「いささか無理がある」と樋口は明言しているのである。延説は樋口説の「援用」ではなく誤用であり、やはり七支刀から「奉□」の紀年を読み、「七子鏡」を材料にこれを武寧王代の百済の独自の年号と理解することは出来ない。

次に、百済年号の事例として指摘されたのは一九一三年に忠清北道中原郡老隠面で発見され、現在国立清州博物館に保存される金銅釈迦如来像の光背銘である。ここには「建興五年歳在丙辰」の銘があり、第二行には「佛弟子清信女上部」とある。[13]この「上部」は高句麗と百済の五部のひとつであることから、どちらかの地において

作成されたが、発見地は初め百済に属し、五世紀半ばからは高句麗に属したことから、近年では高句麗の年号を奉ずる地域で作成された光背と見る説が有力である。

そこで、「建興五年歳在丙辰」が高句麗の年号であればここで取り上げて検討するまでもないが[14]、あらためて「建興は百済の年号にあらず」を確認したい。百済年号説のいち早い藤田亮策説は発見地が五世紀後半には高句麗の地であったことが広く理解されていない頃であったから、干支の「丙辰」は百済の聖王即位十四年の五三六年か威徳王四十三年の五九六年に相当するとした[15]。建興＝百済年号説は「丙辰」の干支から多くはこの両年に当てる。坂元義種氏はこの説を承けて、中国における三、四世紀の「建興」の建元の事例は「第二代の皇帝の即位のときか、建元後二番目の年号としてあらわれ、国が興り盛んになるという意をもつ[16]」との傾向を指摘し、「百済の場合も建元にほど遠からぬ年号として用いられたのではあるまいか」と推考され、建興＝百済年号説に加担された。

しかし、後述するように六世紀初の武寧王代には干支紀年法が採用されており、それより後の「聖王か威徳王のとき、建元されたのであろう」と坂元氏が藤田の百済年号説を肯定したことには賛成できない。百済年号説が「建興元年」に比定する聖王十年（五三二年）や威徳王三十九年（五九二）は、『三国史記』百済本紀によれば建元すべき百済王権の権力高揚やその誇示のことを窺わせる事象は読み取れないのである。

一方、「建興」を高句麗の年号とみる説では、孫永鍾氏は安蔵王が五三一年五月に薨じ、安原王が即位した翌五三二年に新たな建元があったと説いた[17]。『三国史記』高句麗本紀によれば、この年春三月には安原王は北魏から「使持節散騎常侍領護東夷校尉遼東郡開国公高句麗王」と冊封され衣冠と車旗の飾りを下賜されているから[19]、この前年末には冊封求請使の派遣などに関連した礼制が準備されたであろうから、翌五三二年に「建興」の建元がなされたことは推測可能である。造像銘の仏教史学的解釈からも北朝の造像銘に系譜が連なり、やはり、「建興五年歳在丙辰」は高句麗の年号であり五三六年或いは五九六年と考察されており[18]、百済の年号とは考えられない。

続いて、百済の年号使用の事例として検討されるのは、扶餘出土の瓦の破片に「鳳二年」と三文字のみ陰刻が確認された銘である。この銘について、軽部慈恩は呉と隋代の「五鳳」の年号を念頭において、呉の五鳳二年（二五五）に相当するとは考えられず、隋末の五鳳は群雄の竇建徳が河北に立てた夏の年号であり、その二年は六一九年に相当し五鳳四年まで続くが、この河北の小政権の年号を百済が使用したとは考えられないとする。また、隋末群雄の蕭銑が江南に梁王を自称して建てた「鳴鳳」の年号は六一七年から六二一年の間であるが、軽部はこれへの可能性に傾きながらも、唐の「儀鳳二年」（六七七）と見ることが妥当であると説いた。これは新羅の王都からの出土例からも妥当である。[20]

扶餘の地には定林寺跡に立つ所謂「平百済塔」の五層石塔に「顕慶五年歳在庚申八月己巳朔十五日癸未建」の銘があって、顕慶五年（六六〇）に唐軍がここに刻記していたが、これに従えば六六〇年八月は百済の滅亡時であり、扶餘地方は唐軍の支配下にある。同時代に新羅の王宮であった月城跡からは「儀鳳四年皆土」の銘を持つ平瓦が出土しており、唐の「儀鳳」の年号を刻する瓦が扶餘から出土しても不思議はない。やはり百済の滅亡時までの独自年号の使用例は未だ現れていない。

百済の滅亡後の扶餘地方で宗主国の年号を使用した例は唐の年号の「儀鳳二年」と「会昌」を刻した瓦が扶餘の扶蘇山城から、また後の高麗の顕宗十九年（一〇二八）に当たる遼の「大平八年」の紀年をもつ「大平八年戊辰定林寺大蔵當草」銘の瓦が定林寺址から出土したことにも見られる。[21] この前者の二例からではあるが、百済の滅亡後では、それまで冊封国の年号を奉じなかったことが一変したのは、単に百済の故地が新羅領になったことばかりではなく、後述するように唐軍の将の劉仁軌の施策が働いていたのである。

百済時代の紀年法を考えるに、百済の地では独自の建元は確認されないばかりか、さらに進んで、中国王朝の年号をも使用されなかったと判断せざるを得ないのである。

## 三、干支紀年の検討

二〇〇二年秋に国立扶餘博物館において「百済의文字」展が開かれ、文字をもつ百済の文物が一堂に展示された。また、国立昌原文化財研究所刊『韓国의古代木簡』（藝脈出版社、二〇〇四年七月、ソウル）からは近年百済の地域から出土した木簡の写真によって新たな文字資料をかなり精密に知ることができる。

しかし、これらの文字資料からは百済が独自の年号や中国の年号を使用した例を確認することは出来ない。ただ、年号の使用の代わりに干支紀年の事例を多数見るばかりである。今、この事例を検討しよう。

まず、一九七一年七月から発掘調査された忠清南道公州市宋山里古墳群の武寧王陵の磚室から二枚の石券が現れた。[22] 一枚は王陵造営の為の買地券である。これには周知の銘文が陰刻で次のようにある。

第一石の銘には「寧東大将軍百済斯／麻王年六十二歳癸／卯年五月丙戌朔七／日壬辰崩到乙巳年八月／癸酉朔十二日甲申安厝／登冠大墓立志如左」（／は改行）である。また、「如左」と指定された第二石には「銭一萬文　右一件／乙巳年八月十二日寧東大将軍／百済斯麻王以前件銭訟土王／土伯土父母上下衆官二千石／買申地為墓故立券為明／不従律令」とある。また、この第二石の裏面には武寧王薨去後の三年にして亡くなった王妃の埋葬時にその由来を陰刻して、この新しい陰刻が表面として発掘時に現れたのである。その銘には「丙午年十一月百済国王大妃壽／終居喪在酉地己酉年二月癸／未朔十二日甲午改葬還大墓立／志如左」とある。

さて、第一石の武寧王の埋葬記録では「癸卯年」は五二三年であり、「乙巳年」は五二五年である。『梁書』百済伝によれば武寧王は梁の普通二年（五二一）にはじめて梁に遣使して「使持節都督百済諸軍事寧東大将軍百済王」と冊封されていた。冊封後の二年余にして王は薨去し、それから二年三ヶ月を経て埋葬されたことをこの石券は伝えている。また、王妃は王を埋葬した翌年の「丙午年十一月」（五二六）に亡くなり、やはりその二年三ヶ

月後の「己酉年二月」（五二九）に王陵に合葬されたのである。

『梁書』百済伝によれば普通五年（五二四）に武寧王が死して、子の明を「持節督百済諸軍事綏東将軍百済王」に冊封したとある。明とは『三国史記』百済本紀では聖王、『日本書紀』では聖明王のことである。この武寧王の薨去と埋葬、また王妃の逝去と埋葬のことは梁の普通四、六年と七年と大通三年にそれぞれ相当するが、これらの紀年には石券では宗主国の梁の年号を使ってはいない。勿論、百済の独自の年号も現れない。

また、墓室には銀製釧が納められていたが、その内面には「庚子年二月多利作大夫人分二百卅主耳」と陰刻銘がある。この「庚子年」は五二〇年に相当し、武寧王が冊封を受ける前年である。『三国史記』百済本紀では王の即位二十年に当たる。また、公州博物館には上部が欠けた残部に「士　壬辰年作」の陰刻銘を持つ塼が保存されている。これは武寧王陵の閉塞塼である。壬辰年は五一二年に相当し、武寧王の在位十二年に当たる。「士」とは『日本書紀』巻第二十一の崇峻天皇元年（五八八）是歳条に百済国から派遣された「瓦博士麻奈父奴」に先行する「瓦博士」のことであろうと推測される。[23]

さらに、ソウル特別市の全某氏の所蔵にかかる「癸未銘金銅三尊仏光背」には「癸未年十一月一日／寶華為亡父趙　人造」の陰刻銘がある。この光背は高句麗の平原王十三年（五七一）と比定される「景　四年在辛卯」の銘をもった「辛卯銘金銅三尊佛光背」と様式が類似することから「癸未」年は百済の威徳王十年（五六三年）と推定される。[24]

また、一九九五年には扶餘邑陵山里の木塔跡の心礎石の上から石造舎利龕が発見された。干支紀年を使用した銘には「百済昌王十三年季太歳在／丁亥妹兄公主供養舎利」とある。[25] 武寧王陵の石券の第一石の銘のように「百済」の国名を刻したことに注目されるが、「昌王」は聖明王を嗣いだ威徳王の諱であり、『三国史記』百済本紀では王の即位十四年が丁亥（五六七）である。舎利龕では「十三年」を「丁亥」とするから百済では逾年称元の法

であったことが『三国史記』との比較から理解される。ここに至って注目されることは王の在位紀年が干支紀年に先行して付加されたことである。干支のみの紀年ではないことである。威徳王は『冊府元亀』巻之九百六十九によれば、五六七年十月と五七二年に北斉に遣使して朝貢した以後にも北周には五七七年十一月と五七八年十月にも遣使朝貢している。これまでの干支紀年のみの使用からこれに在位紀年を加えた紀年法がここに現れたことは独自年号か中国年号かいずれかの年号の使用法へと進む可能性を窺えもする。

ところが、これ以後の資料からはこの可能性は進行していたとは考えられない。一九四八年に扶餘邑内で発見された「百済砂宅智積碑」では、碑文の冒頭部分が伝存するが、そこには「甲寅年正月九日柰祇城砂宅智積／慷身日之易往慨體月之難還穿金／以建珎堂鑿玉以立寶塔巍巍慈容／吐神光以送雲峩峩悲懇含聖明以」とあって、柰祇城の砂宅智積が宝堂と宝塔を建立したことが六文字の対句を駆使して陰刻されている。この砂宅智積とは、『日本書紀』巻第十九・欽明天皇四年（五四三）十二月条に百済の聖明王の下問を受けた「上佐平沙宅己婁」や同巻二十六・斉明天皇六年（六六〇）七月条に引かれる「日本世記」に記録された唐の将軍蘇定方に義慈王とともに捉えられた貴族の「上佐平沙宅千福」らと同姓の沙宅である。この同族の活躍時代を背景として、干支の「甲寅」はその書風からも六五四年の義慈王十四年に推定されるが[26]、六十年を遡った威徳王四十一年（五九四）も捨てがたい。

また、東京国立博物館に法隆寺献納宝物として蔵される「甲寅年釋迦像光背」には「甲寅年三月廿六日弟子／王延孫奉為現在父母／敬造金銅釋迦像一軀／願父母乗此功徳現／身安隠生世世不經／三塗遠離八難速生／浄土見仏聞法」の陰刻銘がある。光背のみであるが、様式と施主が王氏であることから「甲寅年」は五九四年に相当すると判断されており、高句麗か百済の作と推定されるが[27]、また王氏は渡来氏族にもいることから飛鳥での作とも考えられている[28]。いずれに属するにしてもこれも干支紀年の事例である。

このほかにも所在は明瞭ではないが、扶餘郡恩山面角岱里から出土したと伝わる「甲申銘金銅釈迦座像光背」の銘には「甲[申]年□□／施造釋加像／□□諸佛永／□□□□」とあるが、その様式論等の研究は乏しく、干支を「甲辰」とも読まれるが、これに相当する西暦年は不明である。[29]

これらの紀年事例に見られるように、百済の文物では六世紀以降では干支紀年が用いられ、四、五世紀では紀年の事例を未だ見ない。六世紀末には在位紀年が干支紀年に付加された紀年法が一例だけ現在では見ることができるが、これは王室の仏事であったことに由来するのか、その後には在位紀年の事例は見えていない。こうした事例を通しても四～六世紀の百済王権が南朝に通じて、新羅に勝る位置であったが、新羅のように建元するに至っておらず、また不思議なことに南朝の年号をも奉じた事例を見ないのである。

## 四、おわりに

朝鮮古代社会の年号の使用を概観すれば、はやくは楽浪郡や帯方郡の治下において前漢以来の中国王朝の年号が五世紀初まで塼等に使用されていたことは出土資料の伝えるところである。[30] それらはまた郡県の上層部を構成する中国渡来の有力氏族の使用例であり、朝鮮の首長層以下の在来の社会での使用例ではない。

そこで、古代朝鮮の王権やこれに連なる上層部での年号の使用例では、まず、高句麗が漢・魏・晋の中国王朝や五胡十六国、北朝と盛んに通交したから、王権のシンボルとしての建元ははやく会得していた。三九一年に広開土王が即位紀年で「永楽」の元号を建てたことが今日得られる最初の例である。以後、六世紀半ばまでの独自の年号の使用例が窺える。[31]

一方、新羅では五世紀には高句麗の年号を持つ文物が伝来しているが、高句麗の統制から離れた五世紀後半からは迎日冷水里碑や蔚珍鳳坪新羅碑に見るように干支紀年法が使用されたことが知られている。ところが、五三

六年に法興王が「建元」の年号を建てて以来、七種の独自年号を建てていたが、六五〇年に唐の永徽の年号を使用し始めた以後は唐の年号を公私の次元で使用したであろうが、「戊寅銘蓮花寺四面石像」（六七八）や「己酉銘阿弥陀仏及諸佛菩薩石像」（六八九）、「新羅村落文書」等に見るように干支紀年法も捨てたわけではない。

この二国の紀年法で注目されることは、高句麗は独自に建元した時代にあっても中国王朝の冊封をうけていたことである。高句麗が冊封をうけながらも宗主国の元号を奉じないことの背景には、五胡十六国や南北朝時代にあって高句麗は二つの王朝から冊封され、また中国の王朝分立を反映して年号が乱立していた国際環境がある。こうした背景から高句麗は一方の元号を奉じて臣属を表象することを避け得る環境でもあった。

新羅においても独自に年号を建てた時代には陳・隋・唐に遣使しており、冊封と中国王朝の年号を奉ずることが連結するのは唐の東方政策が強化された高宗代の六五〇年以後のことであった。さらに、渤海は一貫して唐の冊封を受けながらも第二代王の武芸以来、終始にわたって独自に建元していた。渤海王権は冊封を背景としつつも、王権が高句麗遺民や多種の靺鞨種族の上に臨んで独自の世界の王権であることを表象したのであろう。

しかし、百済の紀年法はこれらと大きく異なって、極めて特異な現象を現していた。三七二年に東晋の「泰和四年」を象眼した七支刀を仿製して倭国に送りながらも[32]、その後に百済が東晋の年号を奉じた例はやはり管見の限りでは未だ見ない。東晋の年号は仿製に付髄したに過ぎず、それが百済に定着した様子はなく、百済王はその後も南朝の冊封を受けるが、まるでその正朔を賜っていないかのように宗主国の年号を奉せず、干支紀年法を滅亡まで固守している。『翰苑』の「百済」の項には『括地志』を引用して、「用宋元嘉暦、其紀年無別号、但数六甲為次第」とある。宋の元嘉暦を使用し、年号を建てずただ干支紀年のみを使っていると伝えた百済の習俗は後の『周書』『隋書』『北史』の百済伝にも記録される[33]。『括地志』は唐の貞観十六年（六四二）に李泰らよって撰せられたから、七世紀初に百済が盛んに唐へ遣使したことによる情報であろうが、百済の暦と紀年法を観察したこ

の記録はここまで検討した百済の紀年資料の実例と合致しており矛盾はなく、また百済が元嘉暦を日本に送っていたとの推定も妥当であろう。[34]

『日本書紀』巻第十九の欽明天皇十五年（五五四）二月条には百済がこれより先に倭国へ派遣した五経博士や易博士、暦博士と交替する諸博士を送っている。それは前年に倭国から諸博士の交替と卜書・暦本等の送付を請われていたからでもある。この百済の暦博士は百済の紀年法の施行に大きく係わっていたに違いないが、やはり独自の建元や中国年号の使用が百済で行われたとは先の諸例からは窺えない。暦博士の知識と能力を抑える力が百済では働いていたと予測される。

干支紀年法は六〇年の周期であること、また陰陽説と結び付いていることからこの紀年法が百済では嗜好されたとも考えられるが、むしろ宗主国の元号を奉じないことで臣属関係を対外的には強く明示せず、このことによって高句麗との対立と倭国との通好の関係を保ったと考えられ、また、独自に建元しないことで中国王朝に対しては自立の姿勢を強調せず、この二つの姿勢で複雑な百済の国際関係のバランスを保ったのであろうと考えられ、そこに国際関係の交差する位置にある百済の知恵を見ることができるのではないかと推考される。

武寧王代は周知のように王自身が筑紫島で誕生したと『日本書紀』巻第十六・武烈天皇即位前紀に記され、王陵の木棺は吉野の高野槇であるという程に日本との政治、文化の関係は密接であった。[35] この関係ははやくは三七二年の七支刀の送付によって結ばれた百済と倭国の外交と軍事の連携にまでその契機を遡って考えることができる。五世紀初の腆支王は倭国での入質生活から帰国する際には倭兵に護衛されて即位していた。こうした四世紀以来の南朝との冊封を背景にして高句麗と新羅、また加羅諸国と倭に臨む百済の国際関係では冊封主体の中国王朝の年号を奉ずることも独自の建元をも避ける姿勢から干支紀年法が維持されたかと推考される。

冊封を受けながらも宗主国の年号を奉ぜず、干支紀年法を続けた百済の習俗は前述のように、唐に知られてい

た。『旧唐書』巻八十四・劉仁軌伝には仁軌が百済の習俗を糺さんとした意欲が伝えられている。即ち、「初、仁軌将發帯方州、謂人曰、天将富貴此翁耳。於州司請暦日一巻、并七廟諱。人怪其故、答曰、擬削平遼海、頒示國家正朔、使夷俗遵奉焉。至是皆如其言」とあって、劉仁軌が滅亡後の百済故地に唐の正朔を布いたのである。[36] 百済の故地からは唐の年号を銘記した文物が多く出土することから劉仁軌の意図が実現されたことが理解される。新羅は唐の叱責を受けて六五〇年から唐の正朔を奉じたが、百済の故地では戦勝国の唐の将軍が強制的に唐の年号を施行させたのである。このことからも百済は終始、中国王朝の年号を奉ぜず、独自にも建元しなかったことが肯かれる。

## 付、日本の紀年法

ここまで百済の紀年法を論じてくると、古代日本の紀年法と古代朝鮮、特に百済の紀年法との関連性の如何のことが問題となる。日本では卑弥呼が魏鏡百枚を得たように魏の「景初四年」や「正始元年」銘の鏡や呉の鏡が出土しているように漢代以来の鏡が多種多様に伝わっていた。そこには年号が陽刻され、また、三七二年には東晋の「泰和四年」の紀年を象眼した七支刀が百済王から贈られていた。これらから年号の存在は日本でも知られていたであろうが、それが王者唯一人が定め得る権力の表象であることは未だ会得されていない倭国の王権の段階であろう。

その後、日本で鋳造された隅田八幡宮蔵の「癸未年銘人物画像鏡」では「癸未年八月」と紀年があるが、これは四四三年に相当し、倭王の珍や済が南朝の宋から「倭国王」と冊封されながらも宋の元号を奉じないことを暗示する。また、埼玉県行田市の稲荷山古墳出土の「辛亥年」銘鉄剣では「辛亥年七月中記」と紀年するが、これは周知のように四七一年に相当する。これと同時代の熊本県菊水町の江田船山古墳から出土した「治天下獲□□

□歯」銘太刀には紀年を「治天下獲□□□歯世奉事典曹人名无利弓八月中」とする。先の四七一年は倭王の興が四六二年に宋から倭国王に冊封された後であり、また四七八年頃には興の弟の武も倭国王に冊封されている。しかし、宋の元号を奉ずることなく干支紀年法を使用していた。この二つの鉄剣銘には王を「天下」を「治」する「大王」と称え、倭国王の治める「天下」を意識していた。しかし、大王は「治」するところの「天下」の時間をも支配する権力者であることを建元によっては表象していない。対外的には「六国諸軍事」「七国諸軍事」を「都督」する「安東大将軍」であると自称する倭王ではあるが、宋の冊封を請求する臣属の姿勢から独自の「天下」の時間をも支配する大王であるとの観念は未だ芽生えてはいないのである。この点は高句麗とは大きく異なり、百済の紀年法の姿勢に類似する。

この倭国の干支紀年法はなお続いている。兵庫県養父郡八鹿町の箕谷二号墳出土の「戊辰年」銘大刀の「戊辰年」は六〇八年に比定され、滋賀県大津市の穴太廃寺からは「庚寅年」と「壬辰年」銘の平瓦片が出土しており、それぞれに六三〇年と六三二年に比定される。[37] このように七世紀にも続く倭国の干支紀年法の採用は百済と並行して同様である。

ところが、この後の皇極天皇四年（六四五）六月に「大化元年」と建元したとのことが『日本書紀』巻第二十五・孝徳天皇即位前紀に記録されている。新羅が独自の建元を止め唐の年号を使用し始める六五〇年の五年前である。百済は前述のようにこの時代にも依然として干支紀年法を採用しており、やがて滅亡を迎える。

「大化」の建元の史実性には疑問が全くないわけではなく、[38] 七〇一年三月の「大宝」の建元まで年号の使用は断続する。この間の古代日本の建元は思想的、政治外交的にいかに理解されるであろうか。『日本書紀』巻第二十二の推古天皇三十一年（六二三）七月には新羅の使者を伴って遣唐使の恵斉らが帰国したが、「其の大唐国は法式備り定れる珍の国なり。常に達べし」と奏聞して以後、唐から盛んに学んだ文物と制度は国制に反映したことは間

違いない。聖徳太子を顕彰する追慕から「法興」の私年号が使用されてもいたから、この先行した私年号の経験と効用もあってか大化の年号が建てられ、建元が試行されたと考えられもする。

また、「大化」以後に年号が建てられても干支紀年法は全く消えたわけではない。大阪府羽曳野市野々上の野中寺からは「庚戌年」銘の平瓦片が出土しており、この庚戌年は六五〇年に比定される。また、三重県名張市夏見廃寺からは「甲午年」銘の塼仏片が出土しており、この甲午年は六九四年に比定される。[39] 新羅においても独自建元の時代でも「南山新城碑」には「辛亥年」の銘が刻まれており、これは真平王の十三年（五九一）、即ち新羅の独自の年号の「建福八年」に相当して、これを刻していないとは言え、この王京の近くでも干支紀年法は独自の建元と並存しても全く対立するものではないのである。

ところが、「那須国造碑」では不思議にも唐の年号を採用する。即ち、「永昌元年己丑四月」に那須国造が「評督」となり、「歳次庚子年正月」に亡くなったことを陰刻しているのである。「庚子」の七〇〇年に先立つ「永昌元年」は唐の則天武后の在位中の六八九年である。中国の古典を踏まえたこの碑文の撰文は新羅系の渡来僧のものとも推定されるが、[40] 唐の年号を冒頭に掲げたのは慕華の発露である。この紀年は古代日本の例では特異である。

七〇一年に「大宝」と改元して以来、年号は日本では今日まで継続して建てられ実用されている。しかし、古代日本の年号制は百済と高句麗が亡び、朝鮮半島に新羅が唯一の王権国家として唐制に倣いつつ国家体制を整えて行く過程に並行して、独自の建元法が固定されたのである。『日本書紀』巻二十五・孝徳天皇の白雉二年（六五一）の是歳条には「新羅貢調使知万沙飡等、著唐国服泊于筑紫。朝庭悪恣移俗、訶嘖追還。于時巨勢大臣奏請之曰、方今不伐新羅、於後必当有悔。其伐之状、不須挙力。自難波津至于筑紫海裏、相接浮盈艫舳、召新羅問其罪者、可易得焉」とあって、新羅が通知なくその習俗を唐制に改めたことは討伐にも及ぶほどの衝撃を日本は受けていた。新羅はその前年には唐の永徽の年号を使用することになったが、こうした新羅における唐制の受容とそ

の施行の進行を背景として、日本ではこれに対抗し得る制度の施行を急いだものと推考される。古代日本では百済と並行して干支紀年法を採用していたが、百済王権が動揺しかつ滅亡するに至り、その地には新羅と同じく唐の年号が施行される過程は日本において独自の建元法が固定して行く国際環境であったのである。

〔注〕

(1) 藤田亮策「朝鮮の年号と紀年」(『東洋学報』第四十一巻第二号、同第三号、一九五八年九、十二月。後に、藤田『朝鮮学論考』〈笠井出版印刷社、一九六三年三月〉に所収)

(2) 田中俊明「高句麗の金石文—研究の現状と課題—」(『朝鮮史研究会論文集』第十八集、一九八一年三月)

(3) 久保常春『日本私年号の研究』(「序論第四章　朝鮮半島の公年号と僭竊年号・私年号」吉川弘文館、一九六七年十月)四四〜四五頁

(4) 酒寄雅志「渤海国中台省牒の基礎的研究」(『日本古代の政治と制度』続群書類従完成会、一九八五年十一月。後に、酒寄『渤海と古代の日本』〈校倉書房、二〇〇一年三月〉に収録)

(5) 瀧川政次郎『元號考證』(永田書房、昭和四十九年六月)、坂本太郎『日本歴史の特性』(講談社、一九八六年一二月、後に、『歴史教育と文化財』坂本太郎著作集第十巻〈吉川弘文館、一九八九年八月〉に収録)

(6) 『三国史記』巻第五・新羅本紀・真徳王二年冬条

(7) 大井剛氏も百済が独自の年号を建てないことに注目し、それが中国王朝への従属性の強さとする一般的見解に疑問を呈している。大井「年号論」(『アジアのなかの日本史V・自意識と相互理解』東京大学出版会、一九九三年一月)三二七頁

(8) 金錫亨「三韓三国の日本列島内分国について」(井上秀雄・旗田巍編『古代日本と朝鮮の基本問題』学生社、一九七四年十一月)

(9) 李丙燾「百済七支刀考」(同『韓国古代史研究—古代史研究の諸問題—』学生社、一九八〇年十二月)五六三頁

(10) 延敏洙「七支刀銘文の再検討—年号の問題と製作年代を中心に—」(『年報朝鮮学』第四号、一九九四年五月)

(11) 樋口隆康「武寧王陵出土鏡と七子鏡」(『史林』第五十五巻第四号、一九七二年六月)、一五〜一六頁

(12) 村山正雄編著『石上神宮七支刀銘文図録』(吉川弘文館、一九九六年十二月)

(13)『扶餘博物館陳列品図鑑』(国立扶餘博物館、一九七七年四月初版)及び、『国立清州博物館』(国立清州博物館、一九八七年十月)
(14)田中俊明前掲論文、一三〇～一三一頁
(15)藤田亮策前掲論文、二五五頁
(16)坂元義種「朝鮮古代金石文小考—新羅統一以前—」(『考古学ゼミナール』山川出版社、一九七六年三月。後に、坂元『百済史の研究』〈塙書房、一九七八年七月〉に収録)
(17)孫永鍾「금석문에 보이는 삼국 시기의 몇개 년호에 대하여」(『歴史科学』一九六六年四号、平壌)
(18)大西修也『日韓古代彫刻史論』(「第六部　日韓古代彫刻の造像銘研究」中国書店、二〇〇二年二月)
(19)『魏書』巻一百・列伝八十八・高句麗には「使持節散騎常侍車騎大将軍領護東夷校尉遼東郡開国公高句麗王、賜衣冠服物車旗之飾」とあるが、この冊封が「三月」であるとの記録はない。
(20)軽部慈恩「在銘の百済古塼瓦について」(『鎌田博士還暦記念歴史学論叢』東通社出版部、一九六九年九月)三六九頁、及び、『新羅瓦塼』(国立慶州博物館、二〇〇〇年八月)三五六頁
(21)軽部前掲論文、及び『百済瓦塼図譜』(忠南大学校百済研究所、一九七二年二月)、吉井秀夫「扶蘇山城出土〝會昌七年〟銘文瓦をめぐって」(『古代文化』五十六巻十一号、二〇〇四年十一月)
(22)大韓民国文化財管理局編『武寧王陵』(学生社、一九七四年十一月)
(23)『公州博物館圖録—公州博物館과公州의遺跡—』(国立公州博物館、一九八七年五月)、及び『百済의文字』(国立扶餘博物館、二〇〇二年十月)
(24)文化広報部編『文化財大観國寶篇』(文教部文化財管理局、一九六七年十二月)及び、黄壽永編著『韓国金石遺文』(一志社、一九七六年四月)、二四〇頁
(25)『백제금동대향로와 석조사리감』(国立大邱博物館、一九九六年六月)、『國立扶餘博物館』(日語版、一九九八年八月)
(26)洪思俊「百済砂宅智積碑에對하여」(『歴史学報』第六輯、一九五四年三月)及び、前掲の黄壽永編著と『扶餘博物館陳列品図鑑』
(27)熊谷宣夫「甲寅銘王延孫造光背考」(『美術研究』第二〇九号、一九六〇年三月)、及び李成美「百済時代書画의対外交渉」(『百済美術의対外交渉』〈第五回全国美術史学大会〉図書出版藝耕、一九九八年十月)、前掲の大西書の「第七部　止利式仏像の研究」
(28)『東京国立博物館Ⅲ　法隆寺献物宝物』(講談社、一九六六年八月。佐藤昭夫解説)及び国立東京博物館『特別展　法隆寺献納宝

物』（一九九六年十月）

(29) 黄壽永前掲編著、二四一頁

(30) 『昭和七年度古蹟調査報告（永和九年在銘塼出土古墳調査報告）』第一冊（朝鮮総督府、一九三三年三月）

(31) 田中前掲論文

(32) 山尾幸久『古代の日朝関係』（『三章一節　石上神宮七支刀銘の百済王と倭王』塙書房、一九八九年四月）一八〇～一八一頁、及び、拙稿「四世紀の日韓関係」（『日韓歴史共同研究委員会報告書第一分科』に掲載、刊行未定）

(33) 『周書』巻四十九・異域上・百済「用宋元嘉暦、以建寅月為歳首」『北史』巻九十四・列伝・百済「行宋元嘉暦、以建寅月為歳首」、『隋書』巻八十一・東夷・百済「行宋元嘉暦、以建寅月為歳首」

(34) 大谷光男「武寧王と日本文化」（『百済研究』第八輯、一九七七年十二月。後に、大谷『東アジアの古代史を探る―暦と印象をめぐって―』大東文化大学東洋研究所、一九九九年二月）三七～一三七二頁

(35) 前掲『武寧王陵』

(36) 『新唐書』巻一百八・劉仁軌伝には「始、仁軌任帯方州、謂人曰、天将富貴此翁耶。乃請所頒暦及宗廟諱、或問其故、答曰、當削平遼海、頒示本朝　正朔、卒皆如言」とある。また、亀田修一「扶余〝大唐〟銘軒丸瓦の語るもの」（『古代文化』五十六巻十一号、二〇〇四年十一月）は唐占領下の瓦制作の具体例を説いている。

(37) 『特別展　発掘された古代の在銘遺宝』（奈良国立博物館、一九八九年八月）

(38) 佐藤宗諒「年号制成立に関する覚書―「律令国家と天皇」によせて―」（『日本史研究』一〇〇号、一九六八年九月）、及び所功「大宝以前の年号―諸説の検討―」（彌永貞三先生還暦記念会『日本古代の社会と経済』上巻、吉川弘文館、一九七八年五月。後に、同『年号の歴史―元号制度の史的研究―』〈一九八九年四月、増補版、雄山閣出版〉に所収）

(39) 前掲注(37)図録

(40) 東野治之『日本古代金石文の研究』（「第七章　那須国造碑」岩波書店、二〇〇四年六月）